

第7回豊岡市農業委員会総会（定例会） 会議録

令和元年10月24日（木）

（豊岡市役所3階会議室）

午後1時30分開会

議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
番 委員
番 委員
- 日程第2 会期の決定について
月 日 日間
- 日程第3 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- 日程第4 第48号議案 農地転用許可条件の変更承認申請審議について
- 日程第5 第49号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 日程第6 第50号議案 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- 日程第7 第51号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 日程第8 第52号議案 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について

出席委員（18名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 宮 岡 正 則 | 2 番 | 加 悦 富美恵 |
| 3 番 | 高 尾 利 美 | 4 番 | 原 清 美 |
| 6 番 | 井 谷 勝 彦 | 7 番 | 田 中 直 喜 |
| 8 番 | 上 坂 光 広 | 9 番 | 水 嶋 義 彦 |
| 10 番 | 西 沢 泰 裕 | 11 番 | 宮 口 豊 隆 |
| 12 番 | 北 垣 裕 次 | 13 番 | 齋 藤 善 久 |
| 14 番 | 石 橋 重 利 | 15 番 | 尾 口 正 信 |
| 16 番 | 永 井 辰 正 | 17 番 | 村 田 憲 夫 |
| 18 番 | 大 原 博 幸 | 19 番 | 森 井 脩 |

欠席委員（0名）

事務局出席職員職氏名

農業委員会事務局長……………宮 崎 雅 巳 農業委員会事務局次長…上 阪 善 晴
農業委員会事務局主幹兼係長…古 谷 明 仁 農業委員会事務局主査…西 田 弥

会長挨拶

○議長（森井 脩） みなさん、こんにちは。ご苦労さまです。冒頭に、蜂須賀委員が思いがけなく急逝されました。改めましてご冥福をお祈りしたいと思います。平成23年から農業委員を務められ、3期目でした。かつて農業共済の損害評価委員を10年以上貢献されていたとお聞きしました。また、過日の台風19号では大変広域にわたって大変な災害が生じております。農業関係も農地、農業施設等含めまして大変な損害が出ているところがございますし、被災された方々にお見舞いを申し上げたいと思っております。当地も台風23号のときに大変な災害が起きたわけでありまして、改めて自然の怖さを思い知らされた、こんなふうにいるところがございます。今、局長の方からもありましたように、最近の天気は大変危のうございまして、その上に豚コレラではないんですが人間の方はインフルエンザもかなりまた早くから蔓延しつつあるような話を聞くところがございます。皆様方、充分ご自愛をいただきましてご活躍いただきたいとこんなふうにいるところがございます。

今日は第7回の総会でございます、よろしく願いいたします。

諸報告

○議長（森井 脩） 日程に先だち諸報告をします。

本日は、欠席、遅刻等の通告委員はありません。

行政報告

○議長（森井 脩） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（森井 脩） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 特にないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は18名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただ今から第7回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、許可条件変更申請案件1件、報告案件3件、許可申請案件15件、証明案件5件、合計24件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長（森井 脩） 日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

6番 井谷 勝彦 委員

7番 田中 直喜 委員

以上の委員をお願いします。

会期の決定

○議長（森井 脩） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第7回農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって第7回総会（定例会）は、本日10月24日の1日間と決定しました。

農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

○議長（森井 脩） 日程第3、報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」の報告事項を終わります。

第48号議案、農地転用許可条件の変更承認申請審議について

○議長（森井 脩） 付議事項に入ります。日程第4、第48号議案「農地転用許可条件の変更承認申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、14番 石橋委員、お願いします。

○現地調査員（石橋 重利） 今月の15日に私と北垣委員と事務局2名と、都市整備課1名で現地確認を行いまして、特に補足説明はございません。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。よって、第48号議案「農地転用許可条件の変更承認申請審議について」は原案のとおり可決されました。

変更承認すべきという意見を付して県知事に進達します。

第49号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 日程第5、第49号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明を必要な案件がありましたらお願いします。なお、申請番号34番、但東町小谷については、前回の総会で別段面積の設定について審議する際、現地確認いただいております。それ以外の申請箇所について補足説明があればお願いします。現地調査員を代表して、13番 齋藤委員、お願いします。

○現地調査員（齋藤 善久） さる10月11日に尾口委員、事務局2名、私の4名で

現地確認を行いました。いずれの案件もただ今の事務局の説明どおりで特に問題はございません。別段補足説明はございません。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○10番（西沢 泰裕） 40番の案件で、地元に近いということで参考までに売買金額が10アール当たりの金額が分かれば教えていただきたいです。

○事務局（古谷 明仁） 面積が957平方メートルで、〇〇万円ということで申請があがっています。1反あたりにしますと〇〇万〇〇千円です。

○議長（森井 脩） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。よって、第49号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可書を発行します。

第50号議案、農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 日程第6、第50号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

現地調査員を代表して、14番 石橋委員、お願いします。

○現地調査員（石橋 重利） 本件につきましても、第48号議案と同様に現地確認を行いました。特に補足説明はございません。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。よって、第50号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」は、原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第51号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長 (森井 脩) 日程第7、第51号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明があればお願いしたいと思います。

現地調査員を代表して、14番 石橋委員、お願いします。

○現地調査員 (石橋 重利) 本件につきましても今月15日に現地調査を行いまして、特に申し上げることはございません。以上でございます。

○議長 (森井 脩) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○10番 (西沢 泰裕) 50番の案件で、建設業の方ということなんですけど、屋号はわかりますか。

○事務局 (古谷 明仁) 業者名ですか。〇〇です。

○6番 (井谷 勝彦) 52番の案件ですけども、ミニ人参を栽培というのは、ミニ人参は会社ではなくて個人が栽培されて上だけを会社に貸し付けられるということでしょうか。3条と5条と同時申請ではないんで、そのあたりはどうなのでしょう。個人と法人の区別はできているのでしょうか。

○事務局 (古谷 明仁) 営農計画書が出てまして、営農者は〇〇ということで申請があがっています。今後、手続き予定です。

○6番（井谷 勝彦） 同時申請でないとおかしいんじゃないでしょうか。

○議長（森井 脩） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時05分）

（再開 午後2時10分）

○議長（森井 脩） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

事務局、答弁願います。

○事務局（古谷 明仁） 先ほどの質問ですけれども、転用許可が出る前に指導をさせていただいて対応したいと考えております。

○議長（森井 脩） ほかに質疑ありませんか。

○14番（石橋 重利） 今の件なんですけれども、あくまでも一時転用という申請内容ですね。これに限られているわけですよね。それで、今出た意見に対して、じゃあ本件の扱いというのは一時転用として認めますということで進んだらいいという、そういう理解でいいんですか。

本来はセットでしないといけない申請ですねとなったでしょ、今。そうじゃないんですか。それは後付けになっても出された案件については一時転用は認めましょうという整理でいいんですかということをお聞きしているんですけれども。

○事務局（宮崎 雅巳） ご指摘のとおり、うちの許可と県の許可とのずれがあるので今、可能となっているんですけれども、営農後どうされるかということが今計画しか出ていない状態で5条許可をここで許可相当としていいかという質問かと思うんです。本来、今の指摘を受けて保留というのも一つの選択肢であろうかと思うんですが、指導によってこの5条が成り立つ可能性の方がたぶん高いと思われますので、指導していただくことを前提にこの場での許可相当の結論をいただければありがたいかなと思っております。その後、県とのやりとりの中で、県がやはり今の委員のご指摘がごもっともだということで一度県が保留せよということで戻ってきた場合にはその旨でまた次のときかけなおしを諮らないといけないかなと思っておりますが、今の営農計画を見ていると、利用権の設定も可能なところですし、たぶんご指摘にあったとおりそこが曖昧になっちゃっているだけだと思いますので、営農されることは確かですのでそのうえについての判断をお願いしたいと思います。

○14番（石橋 重利） 分かりました。

○議長（森井 脩） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第51号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第52号議案、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について

○議長（森井 脩） 日程第8、第52号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明があればお願いします。

現地調査員を代表して、14番 石橋委員、お願いします。

○現地調査員（石橋 重利） 本件も15日に現地調査を行いました。特に申し上げることはございません。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第52号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおりすべて可決されました。

証明書を発行します。

閉会

○議長（森井 脩） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、令和元年度第7回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午後2時20分閉会